



	<p>た場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）以下(三)において同じ。)が2億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>					
17	<p>同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）以下(三)において同じ。)が2億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>					
18	<p>同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの</p>					
19	<p>同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの</p>					
20	<p>同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計</p>					
				<p>た場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）以下(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>		
18				<p>同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）以下(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>		
19				<p>同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの</p>		
20				<p>同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの</p>		
21				<p>同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計</p>		

<p>金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの</p>	○																					
<p>21 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの</p>	○																					
<p>22 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）以下(三)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																					
<p>23 略</p>																						
<p>24 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）</p>	○																					
<p>金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																					
<p>22 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																					
<p>23 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）以下(三)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○																					
<p>24 略</p>																						
<p>25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）</p>	○																					







事 項	専 決 権 者			事 項	専 決 権 者		
	行政監察課 工事検査室長	行政監察課 工事検査室長	工事検査出張 所長		土 土 部 長	工事検査室長	検 査 監
一 建設工事の検査の命令 1 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この表において同じ。）が1億円以上の工事及び請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものに係るもの） 2 請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの (一) 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの (二) (一)以外の区域に係るもの		○		一 建設工事の検査の命令 1 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この表において同じ。）が7,000万円以上の工事及び請負対象設計金額が7,000万円未満の工事（知事が別に定めるものに係るもの） 2 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの		○	○
二 建設工事の検査の可否の決定 1 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの 2 請負対象設計金額が1億円以上5億円未満の工事及び請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものに係るもの） 3 請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの (一) 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの (二) (一)以外の区域に係るもの	○	○	○	二 建設工事の検査の可否の決定 1 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの 2 請負対象設計金額が7,000万円以上5億円未満の工事及び請負対象設計金額が7,000万円未満の工事（知事が別に定めるものに係るもの） 3 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの	○	○	○

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 2 生産振興課の項に第14号及び第15号を加える改正は平成13年 4月27日から、同表管理課の項に第14号を加える改正は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第 5 章の規定の施行の日から、別表第 3 に文化振興課の項を加える改正（同項第 4 号に係る部分に限る。）は平成13年 4月21日から施行する。

